

静岡市ものづくり産業振興条例施行規則の制定案の概要

静岡市経済局商工部
地域産業課

1 制定の理由

産業別計画の案となるべき事項（以下「計画事項」という。）の提案方法などに関する事項を定めるため

2 規則の概要

（1）計画事項の提案方法について定める。

①提案にあたって使用する様式

- ・静岡市ものづくり産業振興計画事項提案書

②提案書の記載事項

- ・提案する者に関する事項 所在地、団体名、代表者氏名、電話番号
- ・提案内容に関する事項 産業分類、名称、提案の趣旨、課題等、対応策、添付資料

（2）提案事項の検討方法について定める。

①市長は、検討に際して、静岡市ものづくり産業振興審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴く。

②審議会は、提案をした者に説明を求めることができる。

（3）検討結果の通知方法について定める。

①市長は、提案の日から 10 か月以内に提案した者に検討結果を通知する。

②検討結果を通知する様式

- ・静岡市ものづくり産業振興計画事項検討結果通知書

③検討結果通知書の記載事項

- ・結果、理由等